

2016年10月21日

各位

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
(コード番号：8729 東証第一部)

本日、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の100%子会社であるソニー銀行株式会社が下記プレスリリースを行いましたので、お知らせします。

記

ソニー銀行株式会社 プレスリリース (添付)

Sony Bank WALLET サービス拡充のお知らせ ～未成年のお客さまも外貨預金からの決済が可能に～

以上

【お問合せ先】

ソニー銀行株式会社 広報部 (電話：03-6832-5903)

Sony Bank WALLETサービス拡充のお知らせ ～未成年のお客さまも外貨預金からの決済が可能に～

ソニー銀行株式会社(代表取締役社長:伊藤 裕/本社:東京都千代田区/以下 ソニー銀行)は、2016年11月7日(月)より、**Visa デビット付きキャッシュカード「Sony Bank WALLET (ソニーバンク・ウォレット)」の外貨預金からの決済を、15歳以上の未成年のお客さまにもご利用いただけるようサービスを拡充します**のでお知らせいたします。

Sony Bank WALLET は、ソニー銀行で貯めた日本円・米ドル・ユーロなどの11通貨を世界中でそのまま使えるカードです。15歳以上のお客さまにお申し込みいただけますが、外貨預金は満20歳以上を対象とした商品であったため、これまで未成年のお客さまには外貨普通預金を通じた決済はご利用いただけませんでした。そこでこの度、15歳以上の未成年について外貨普通預金口座の開設など一部の外貨取引を可能とすることで、Sony Bank WALLET の利便性を高めます。

これにより、Sony Bank WALLET をお持ちの未成年のお客さまは、ソニー銀行への外貨送金(被仕向け送金)で受け取った外貨を海外旅行などでそのままショッピングに利用したり、海外 ATM から引き出すことが可能となります。外貨残高が不足している場合でも、ソニー銀行の為替レート(TTS)で不足金額相当分を円普通預金から自動的に充当する「円からアシスト」による、スムーズな外貨決済をご利用いただけます。

Sony Bank WALLET の海外利用は既に世界120カ国以上にのぼるなど大変ご好評いただいております。ソニー銀行は引き続き、お客さまの多様な金融ニーズにお応えするサービスを提供してまいります。

■15歳以上の未成年のお客さまに関する外貨取引

ご利用いただける外貨取引	ご利用いただけない外貨取引
<ul style="list-style-type: none"> ● 外貨普通預金口座の開設(*1) ● 外貨普通預金口座の解約(*2) ● 仕向け送金(*3) ● 被仕向け送金 < Sony Bank WALLET Visa デビット機能 > <ul style="list-style-type: none"> ● 海外 ATM での現地通貨引き出し ● 円からアシスト ● 外貨での決済 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外貨購入 ● 外貨売却 ● 外貨定期預金の申込 ● 外貨建て仕組み預金の申込

(*1) ブラジルレアル、中国人民元(CNH)の口座は開設いただけません。

(*2) 口座解約時点での元金、および未払い利息は、お客さまの円普通預金口座に入金されます。

(*3) 非居住者のかたは仕向け送金をご利用いただけません。

以上

 ソニー銀行のサイト | 企業サイト <http://sonybank.net/>

 サービスサイト  <http://moneykit.net/>

ソニー銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会
 ©Sony Bank Inc. MONEYKitはソニー銀行株式会社の登録商標です。

報道関係の方からのお問い合わせ先

ソニー銀行株式会社
 広報部: 渡辺・堀川・安積

 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目26番地
 Tel 03-6832-5903 Fax 03-3292-9351
 press@sonybank.co.jp